

凶しき人嬪房の母に孝養せずして現に悪しき死を得る

縁 第二十二

大和国添上郡に一の凶有り。其の名詳ならず。字は瞻保と曰ふ。是れ難破宮に宇御めたまひし天皇の代に、學生に預る人なり。徒に書伝を学びて其の母を養はず。母子の稲を貸りて物の償ふべきもの無し。瞻保忽に怒り、逼めて徴る。時に母は地に居て、子は朝床に坐る。資朋視て寧く居ること得ず。資朋語りて曰はく「善き人何為れぞ孝に違ふ。或る人は父母の奉為に、寺を建て塔を立て仏を造り経を写し、衆の僧を屈請へて安居を行はしむ。汝は家財

饒にして、貸の稲多く吉し。何すれぞ学履に違ひて親母に孝せざる」といふ。瞻保はらずして曰はく「無用なり」といふ。時に衆人其の母に代りて債を償ひ、咸俱起ちて疾に避る。母其の嬪房を出して悲ひ泣きて曰はく「吾が汝を育ふこと日夜憩ふこと無し。他の子の恩を報ゆるを覩て、吾が兒の斯くの如くせむことを恃めれども、反りて迫め辱められ、願ふ心に違謬ふ。汝また負へる稲を徴る。吾れまた乳の直を徴らむ。母子の道今日に絶ゆ。天知る。地知る。悲しきかな。痛きかな」といふ。瞻保はに言はずして起ちて屋の裏に入り、出挙の券を拾り、其の庭の中にしてみな已に焼き滅す。然うして後に山に入り迷惑ひ、する所を知らず。髪を乱り身を傷りて東西に狂れ走り、また路を還行きて己が家に住らず。三日の後に忽然に火起り、内外の屋倉一時にみな焚き、遂に其の妻子等をして生活くこと能はざらしむ。瞻保憊むこと無くして、餓え寒いて死ぬ。現報遠からず。あに信はざらむや。所以に経に云はく「孝せざる衆生はかならず地獄に墮つ。父母に孝養せば浄土に往生す」とのたまふ。是れすなはち如来の説きたまふ所にして大乘の誠言なり。

一 不思議なことは後夜におきる。上巻三縁、十二縁など。  
二 阿弥陀仏の国土。「極楽浄土」という熟語はめずらしい。元曉の遊心安樂道にみえる一例が比較的古い例(藤田宏達)。  
三 蔵、光、に押韻をこころみている。  
四 類似の奇瑞をあらわした願覚が「聖反化」とされている(上巻四縁)。

第二十三縁 悪業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ三十一に書本。

五 底本訓訳「嬪房」上音爾反、二合、知夫佐。六 奈良県大和郡山田市、奈良市、添上郡、山辺郡、天理市あたり。  
七 原文「其名未詳」。俗人のばあいは「姓名未詳」とされることが多い。僧のばあいに「名未詳也」とされる例(巻四縁)があるが、俗人のばあいは本説話のみ。  
八 未詳。本説話以外に所伝をみない。字の「瞻保」は、「瞻マホ(モル)」「保マホ(モル)、ヤシ

ナフ(名義抄)。いまかりに「みやす」と訓んでおく。字と行動との乖離のおもしろさがある。九 孝徳天皇。  
一〇 学生は、大学や国学で学ぶ者のことだが、孝徳天皇の時代には、大学も国学もまだ無い。瞻保がいかなる立場の者かは不明。学生になることを預といった例は、たとえば延喜式・大学寮に「聴預」学生」。

二 書物。班昭の東征賦では論語を「書伝」とよぶ文選九。学令には「凡経、周易、尚書、周礼、儀礼、礼記、毛詩、春秋左氏伝、各為一経」孝経、論語」学者兼習之」とみえる。これら三つをさす。一、下巻二縁。  
三 朝寝の床。「孝子不登高(曾子・曾子本孝)。  
四 賓友。賓客。  
五 凶人をことさらに「善人」としている。  
六 稲を貸して利稻を得ることがおこなわれた。私出挙(私)。

七 それどころか逆に。  
八 親子の縁を絶つことを、天地の神祇にかけて宣言しているのであろう。「天知地知は、ことうばあいに用いられる定型句か。  
九 貸借の証文。

一〇 雑宝蔵経・一ノ三に「有ニ邪行ハ、如ニ似拍毘、速墮ニ地獄」云何為ニ、一者不供養父母、二者於ニ父母所作ニ諸不善、有ニ正行、如ニ似拍毘、速生天上」云何為ニ、一者供養父母、二者於ニ父母所作ニ衆善行、一ノ四に「世間有人、不孝ニ父母、逆書師長、叛於夫主、誹謗三尊、將來之世、墮於地獄」観無量寿経に「欲レ生ニ彼国ニ者、当レ修ニ三福、一者孝ニ養父母、奉ニ事師長、慈心不殺」、とみえる。